



1958年12月1日創立 国際ロータリー 第2730地区

鹿児島南ロータリークラブ

2021-2022年度 国際ロータリーテーマ

2021-2022年度 RI第2730地区スローガン

「奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために」 「ロータリーの原点に立ち、誇りと自信を持って行動しよう」

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

2021-2022年度 クラブのスローガン「ロータリーで学ぼう」

姉妹クラブ: 台湾高雄東 RC 友好クラブ: フィンランド ロヴァニエミ・サンタクロス RC ドイツ カールシュタット・アルンシュタイン RC 宮城県多賀市 多賀城 RC

会長: 萩原 隆志 会長エレクト: 日高 文治 会長ノミニー: 柳元 尚喜 幹事: 田中 紀亮

2020-2021年度 RI会長 シェカール・メータ

2020-2021年度 RI第2730地区ガバナー 井福 博文(都城西RC)

市内グループガバナー補佐 A: 深尾 兼好(鹿児島西RC) B: 宇都 和治(鹿児島中央RC)

会員増強・新クラブ結成推進月間

週報

Vol.64 No.4
令和3年(2021年)
8月4日

【事務所】

〒890-0062 鹿児島市与次郎1丁目8-10

TEL:099(254)1117 FAX:099(254)1119

E-mail: south-rc@po.minc.ne.jp

【例会日】毎週水曜日 12:30~13:30

【例会場】サンロイヤルホテル



【3000回例会】外部卓話「渋沢栄一の『論語と算盤』を読む」原口泉先生

令和3年7月28日 第2999回例会

[点鐘] [ロータリーソング] 我等の生業
[ゲストビジター紹介] 深尾兼好ガバナー補佐
[お食事] 100万ドルのお食事(1回目)
[7/17 公共イメージ Zoom 会議出席報告] 澤野会員

会長の時間

皆様こんにちは。本格的な夏を迎え、多くの会員の皆様に例会でお会いできることをうれしく存じます。本日は深尾ガバナー補佐に訪問頂いております。充実したガバナー公式訪問を迎えられるよう、深尾ガバナー補佐の話をしっかり聴いて、会員の皆様とともに勉強してまいりたいと思います。



大都市部を中心に感染拡大が続いています。このように例会を開催できるのも感染対策を行っている会員一人一人の努力やサンロイヤルホテルの皆様のお心遣い、事務局の準備の賜物だと思います。オンラインでの例会への参加が可能となったことを含めて、例会の開催を継続することにあらためて感謝したいと思います。

東京五輪が開幕し、日本人選手の活躍をはじめ多くの明るい知らせに触れることができるようになりました。ユネスコの世界遺産委員会も、「奄美大島、徳之島、沖縄北部および西表島の世界自然遺産登録」を決めました。世界自然遺産登録により認められた島の魅力や生物多様性、そして世界中の選手の活躍を東京五輪で楽しむことができることは、ロータリーで大切にしている多様性

(Diversity) と誰もが参加でき認められること

(Inclusion) と価値を共通にしています。環境保護への思いを育み、また、五輪出場選手も応援して、長い時間をかけた努力で目標を達成する大切さを私たちの学びや奉仕にいかしていきたいものだと思います。

さて、南ロータリークラブの会長となってもうすぐ1か月です。私の職業分類は弁護士ですので、そろそろ法律の話をしたと思います。私の弁護士歴は16年10か月で、鹿児島で仕事を始めて12年10か月です。依頼者の皆様の身近な法律の専門家として売買代金請求、残業代請求対応、請負代金請求、倒産、企業の債権回収、相続など幅広く仕事をする中で多く検討する大事なテーマ、それが「時効」です。「時効」には大きく分けて、①人が人に対して一定の行為を求めることができる権利で

ある債権が消滅する原因となる「消滅時効」と、②権利を取得する原因となる「取得時効」があり、頻繁に考え、管理し、利用するのは「消滅時効」です。せっかく商品を顧客に販売したり、サービスをお客様に提供したりしても、長年代金が支払われない状態が続くと代金債権が時効により消滅し、支払を受けられなくなるおそれがあります。したがって代金債権が発生したら速やかに請求し、支払が滞ることがあれば、相手方から少しでも支払をしてもらい、話し合いや簡易裁判所での民事調停、公証役場で締結する公正証書など文書による和解を行って消滅時効が完成しないようにすることが大切です。消滅時効については、以前、職業別に短期間の消滅時効が法律により定められていましたが、2020年4月1日施行の改正民法により、消滅時効期間は原則として権利を行使することができることを知った時から5年となりました。そして消滅時効は、代金、給与、負債、保証債務などを支払う側においても検討することが大切です。債権が時効によって消滅すれば、多額の債権が長年残っていることによる問題を解決することができます。よく見落とされがちで、大切なことは、5年間などの消滅時効期間が経過することだけではなく、債権の相手方が債権者に対し、消滅時効を「援用」という、民法145条に定められた意思表示をする、ということです。消滅時効援用の意思表示は、債権の相手方が債権者に対し、内容証明郵便などを使って文書で債権者に受け取らせることによって効力が生じ、債権を消滅させることができます。つまり、消滅時効は、時間の経過と時効の援用という意思表示によって完成するのです。ロータリアンの皆様にも消滅時効への理解を深めて頂き、職業奉仕に役立てて頂きたいと思います。

会務報告

- ①第56回インターアクト年次大会開催中止となりました。
- ②第19回ロータリー全国囲碁大会が10/2(土)東京・市ヶ谷の日本棋院本院で開催されます。詳しい内容は事務局までお尋ね下さい。
- ③井福ガバナー訪問の8/18の出欠を伺っています。出席をよろしく願います。また、ガバナー訪問日の会場が2階の開閉の間に変更されました。
- ④南RC会員名簿が出来上がりましたのでお配りします。
- ⑤例会終了後、第1回定例理事会を開催いたしますので理事役員はお集まりください。